

特約条項一部改定のお知らせ

下記のとおり特約条項の改定を行いました。

「ご契約のしおり・約款」におきましては、次の改定内容のとおり、お読み替えてください。

記

1. 改定内容

- (1) 災害死亡保険金等の対象となる所定の感染症に、新型コロナウイルス感染症を追加する改定を行いました。
- (2) 特別条件の特定高度障害不担保法等における対象となる感染症に、新型コロナウイルス感染症を追加する改定を行い、保険金の不支払等を行わない取り扱いに変更いたしました。

改定箇所は下線部となります。

【例】目標額到達時円建終身保険移行特約（「別表2」対象となる感染症）

改定後		改定前	
「別表2」対象となる感染症 対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。		「別表2」対象となる感染症 対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	コレラ	A00
腸チフス	A01.0	腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1	パラチフスA	A01.1
(途中省略)		(途中省略)	
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)	U04	重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)	U04
<u>(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。</u>			

2. 対象となる特約

- (1) 上記「1. (1)」の改定対象

特約	・ 目標額到達時円建終身保険移行特約
	・ 円建終身保険移行特約
	・ 終身保険移行特約

- (2) 上記「1. (2)」の改定対象

特約	・ 特別取扱契約特約Ⅱ
----	-------------

以上